

温泉表示方向性案答申 環境省



温泉をめぐる不祥事が相次いだことを受け、環境省は24日、旅館や温泉利用施設に温泉の循環利用や入浴剤使用の有無などの表示を義務づける温泉法施行規則を改正しました。

表示が義務付けられるのは以下の4項目で、5月24日より施行されます。

- (1) 温泉を循環・濾過させている
- (2) 水を加えている
- (3) 加熱している
- (4) 入浴剤を使用して消毒している

資料:2005年2月24日付 読売新聞

受注管理箇所 尾崎 将道

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

